

昭和四五年行(ウ)第一八三号

原告 ロナルド・アラン・マクリーン
被告 法務大臣

昭和四六年八月二八日

原告訴訟代理人

弁護士 秋山幹男

同 弘中 惇一郎



東京地方裁判所

民事第二部 御中

準備書面(三)

第一、昭和四六年七月三日付被告準備書面(四)に対する反論

「政治活動」に関して。

「国際法上の取扱い」として被告が掲げる協定等はすべて思想表現の自由、集会・結社の自由の行使としての広義の政治的活動を制限する趣旨ではない(この点について昭和四五年一二月一四日付原告準備書面第三の三(二)で指摘した通りである)。

すなわち、政治活動については、一般に狭義の政治活動と広義の政治活動が区別される。前者はpolitical rightsと呼ばれ、参政権(選挙権、被選挙権、国民投票権など)をさし、後者は国の政治につき情報を収集し、討議をし、意見を表明する等の活動をさし、これは思想・良心の自由、表現の自由そのものである。市民としての権利civil rightsである。

そして、political rightsは当該国の主権者たる国民のみに与えられるのが原則であるが、市民権(civil rights)については、



内外人平等主義が一般に広く採用され、外国人についても、国民に対すると同様これが保障されるのが、近時の文明諸国の通例である。

ところで、被告は、たとえば第六回米州会議が採択した「外国人の地位に関する協定」を引用するが、その英文は左記のとおりである。

Article 7. Foreigners must not mix in political activities, which are the exclusive province of citizens of the country in which they happen to be, in case of such interference, they shall be liable to penalties established by local law.

そして、右条項の外務省訳は次のとおりである。

「外国人ハ其偶在ル国ノ人民ノ排他的権限ニ属スル政治的活動

加入者字

ニ関与セザルコトヲ要ス右関与アル場合ニ於テハ右外国人ハ地方ノ法令ニ依リ定メラレタル刑罰ヲ科セラルベシ」

右明らかなとおり、右条項は、その国の国民に専属的 (exclusive) な政治活動即参政権 (political rights) を外国人には与えない旨規定しているにすぎず、広義の政治活動を禁止したものではない。

このことは、同協定第五条が「各国ハ其ノ領域ニ住所ヲ有シ又ハ之ヲ通過シツツアル外国人ニ対シ自国民ニ与エラルル一切ノ個人的保障及主要ナル市民権 (essential civil rights) ヲ右権利及保障ノ範圍及行使上ノ慣習ニ關スル法律規定ヲ外国人ニ害スルコトナクシテ許与スベシ」(外務省条約局編『汎米条約集』)と規定していることから全く明らかである。

思想・表現の自由は、最も essential な市民的権利である。被告の引用するその他の議定書等についても同様のことが云



えるが、のちに詳細に立証する。

なお、被告は世界人権宣言二一条をあげて、外国人には他国の政治に参与する権利がないと主張するが、同条全文を読めば明らかなおりとおり、同条は政治権力の基礎は人民の意思でなければならぬことを規定し、そのため人はすべて自国の政治に直接・間接参与する権利があることを宣言したもので、参政権を規定したものである。

世界人権宣言は、すべての人に対し思想良心の自由（第一八条）、表現の自由（第一九条）、集会結社の自由（第二〇条）が保障されるべきことを規定し、civil rights について内外人平等主義をはつきりと宣言している。

三、被告は、外国人には参政権がないから外国人の政治活動の自由については条理上一定の限界が存在するとし、わが国の政治的意思形成に影響を与える政治活動を行なうことは外国人には

権利として保障されず、その範圍において憲法第二一条の表現の自由は保障されないと主張する。

しかし、参政権の不保持を表現の自由としての政治活動の制限に結びつける右の主張は暴論という他はない。

すなわち、参政権とは憲法第一五条に規定する公務員の選定罷免権、同第九六条の国民投票権などであるが、これは、国民が国の組織形成あるいは国政の運営に国の主権者たる地位にもとづき国の機関として行使する権能である（これは一種の公務である）。従つて、この権能は、国の主権者たる国民にのみがこれを有するのが原則で、外国人はこれを有しないと見える。憲法第一五条はとくに「国民固有の権利」と表現している。

ところが、思想表現の自由は、五感を有する人間が物事にふれて感動し、身ぶりやことばで喜び、泣き、笑うこと、あるいは物事について思考し、これをことばや動作で表わすことであ

り、あるいは音楽を奏で、絵を描き、物を作る等の自由である。これは、人が人間として生きていることそのものであり、この自由なしに人間らしくは生きていくことができなものである。これは、人間としての根源的な自由である。

この社会においては、人の生活起居動作はすべて国の政治と密接に結びついており、人の主張・表現は、高度に理知的なものから、極めて感性的なものに至るまですべて一定の政治的見解ないしは主張としての色彩を帯びる。そして、高度に政治的思想表現も高度な知的能力を本質的に有する人が自由に生きていることから生まれるものであり、政治的色彩の極めて強い思想表現も人間が生きていることそのものであることをはつきりと認識すべきである。

ベトナム侵略戦争に反対するとの意思表示も、非人道的な入国管理行政に対する反対の意思表示も、その表現主体にとつては、人間としての良心から出発した思考の末やむにやまれずなした行為であり、その表現行為自体がその人にとつて生活なのである。

右に述べたとおり、参政権の行使は、主権者として国政の運営に参加するという公的行為（public affairs）であり、これに対して表現の自由としての政治的活動は人間としての生活上の私的な行為（private affairs）である。

表現の自由は、私人が人間として生活する自由であり、国家がこれを侵害することは絶対に許容されない天賦の基本的人権である。

このように、参政権と表現の自由は本質的に重大な差異があるものであり、参政権がないから表現の自由としての政治活動も制限されるなどという論理は成立の余地がないのである。なお、参政権ではないが、単なる表現の自由としての政治活

動である以上に参政権的な性質をもつ請願権について、憲法第一六条は、これを「何人」に対しても保障するとしており、日本国政府もこれが在日外国人にも当然適用されるとの見解をとつて来た（甲第 号証）。また、これまで外国人の請願が教

々なされ、国はこれを受理して来た。右のことからも被告の前記主張が失当であることは明白である。

三、言論表現の自由は、人間個人にとつて不可欠の基本的人權のみならず、民主主義社会の健全な発展維持にとつて極めて重要な価値を有するものである。

(一) すなわち、民主社会は、唯一の絶対者の主張が絶対性を有するものではないのはもとより、多数者の見解も絶対的なものではなく、相対的なものにすぎず、少数者の見解も批判によつて是正されることが予定されているとする価値観の上に

成立するものである。いかなる政策決定も、国民の自由な言論の批判にさらされた上で決定されなければならず、言論の自由競争のもとで得られた見解が最も大きな価値を有するのである。

従つて、民主政治は、国民の参政権の行使を保障するに止まらず、国の主権の下にある人民の政府の政策決定に対する批判の自由を最大限に保障するのでなければ成立しない。そして、これは、国の政策によつて直接に利益不利益を受ける在日外国人にも当然に保障されるのでなければならぬ。これが民主主義の原理である。

(二) ところで、被告は、わが国の政治は日本国民の意思により決定されるべきであるから、外国人はわが国の政治的意思形成に影響を与える政治活動をする権利を有しないと主張するが、民主主義の原理ならびに民主主義の原理の理解を誤つた

見解である。

すなわち、日本国憲法は国民主権の原理により、わが国の政治的意思決定は主権者たる国民の選挙により選ばれた者が構成する国会によつてなされなければならないとする。その意味で政治的意思決定は、国民の意思により決定される。外国人は参政権を有しない。しかし、右の国民主権の原理と右の意思決定過程に対して、自由な意思の表明あるいは批判がなされるということは全く別のことがらである。

民主主義政治体制では国の意思決定過程に対し、国の主権に服する人民の自由な言論表現活動が保障されなければならない。このことは先に述べたとおりである。

在日外国人も日本国の主権の下にある以上、当然、日本国の政治について言論表現の自由を保障されなければならない。その主権下にある人民の自由な批判・意思表示をいささかで

も禁止する国家は民主主義国家たりえない。

四

被告は、外国人の政治活動のうち、憲法の保障の範囲外のものとして、それが区別できると主張するが、被告が外国人に憲法上保障されていない政治活動であると指摘する「わが国の特定の政治政策に影響を与える」政治活動とは、いつたいどのような政治活動と区別されるのか極めて疑問である。

被告の主張によれば、外国人の政治活動はすべて憲法第二一条の保障の範囲外であるということにならざるを得ないであろう。またさらに、政治的活動とそうでない言論・表現活動も、これを明確に区別することは困難である。言論表現活動は程度の差こそあれ、必ず政治的色彩を有するものであり、このことは、純粋な芸術活動でさえ、過去において数多く時の為政者によつて弾圧されてきた歴史を少し振り返るだけで明白である。

従つて、被告の主張は、結局、外国人に対して憲法第二一条

は全面的に適用されるべきでないとする極論であることになる。

其 原告は、ベトナム侵略戦争が、非人道的な許すべからざるものと考え、これに対する反対の意思表示を、集会・デモ行進・ピラマキ・反戦放送などの手段により行なつて来たものであるが、これは、アメリカ合衆国政府の戦争政策に反対する政治的行為であることは言ひまでもないが、これは、原告が社会生活を営み、その中で諸事実を認識するに及んで、人間として生きていくことから当然なすに至つた表現行為である。

これは、人間として生来有している基本的人権の行使であり、日本国憲法第二一条の保障の下にある行為である。

第二、昭和四六年二月二日付被告準備書面(一)の第三項3後段によると「具体的事情により、勤務先の変更を認め在留期間更新申請を許可」するところを行つていようである。

ところで、被告は他方で繰り返し勤務先も在留資格に含まれると主張しているのであるが、もしそうだとすれば、在留資格の変更である「勤務先の変更」を、令第二〇条の手續に依らずして、その者の「在留状況」により認めるといふことになり、法に違反した行政が行なわれていることになる。

このことから「勤務先」までが、在留資格に含まれていないことは明白である。

第三、

一、被告の準備書面(四)第二項並に第四項(二)後段は結局、「外国人は在留資格付与の目的となつた活動以外は、例え他の在留資格に属する者の行なうべき活動に該当しないような活動たりともなしえない。従つて原告は英語教師としての活動のみなしうるものである。ところが、原告は政治活動を行なうために本邦に残留しているような状況であり、実質的に資格外活動をなして

いるものだから、在留期間更新が拒否されてもやむをえない」といふことのようにである。

三 而しながら、被告の右の主張は次の二点に於て誤つている。第一に、原告の従前の主張で明らかとなり、原告は真実英語教師として活動する目的で入国したものであり、他の主要な目的は日本の古典音楽の研究である。「政治活動」を行うために入国したのでも、又「政治活動」を行なうために在留しているのでもない。

原告は、現在偶々日本に居住しているが故に、日本で「政治活動」……他人と話し合い、他人に語りかけることを行つてゐるが、これは食事をし、読書をし、歌を歌うのと同じく生活そのものに他ならない。

第二に、被告は「外国人は在留資格付与の目的となつた活動以外は何らの活動もなしえない」と主張する。しかし原告の行

なつてきた「政治活動」は、右に述べたように人間である以上当然に有する「表現ゆ活動」であり、入管令で規制の対象となる「活動」ではない。

しかも附言するに、「当該活動が在留資格に含まれなくとも、それが他の在留資格に属する者の行なうべき活動でない限り、本来の在留資格に伴つて、あるいは従としてその活動をするとは現行法令上の規制の対象とはならない」とも判例上明らかである（東京高裁昭和四五年十一月二五日決定、判例時報六一二号、一二頁）。